

タイトル	中国における企業の社会的責任（CSR）の発展と政府の役割—煙台経済技術開発区(YEDZ)の事例を中心に
著者	刘, 玲; LIU, Ling
引用	
発行日	2016-09-30

氏名・（本籍地） Liu Ling 劉玲（中国）

学位の種類 博士（商学）

学位記番号 博（商学） 甲第 3 号

学位授与の日付 平成 28 年 9 月 30 日

学位授与の条件 規則第 4 条第 1 項該当

学位論文題目 The Development of Corporate Social Responsibility (CSR)
and the Role of Governments in China

---Mainly on the Case of YEDZ

中国における企業の社会的責任（CSR）の発展と政府の役割

——煙台経済技術開発区（YEDZ）の事例を中心に

論文審査委員 主査 教授 石原享一

副査 教授 西川博史

副査 教授 伊藤昭男

I. 論文内容の要旨

1 本論文の目的

劉玲氏の論文は英文で執筆されており、表題は *The Development of Corporate Social Responsibility (CSR) and the Role of Governments in China---Mainly on the Case of YEDZ* [中国における企業の社会的責任（CSR）の発展と政府の役割——煙台経済技術開発区（YEDZ）の事例を中心に] である。

本論文の目的は、中国において「企業の社会的責任」（CSR）が普及・発展する過程で中央・地方政府が果たしてきた役割を明らかにし、かつ地方における CSR 実践の事例として煙台経済技術開発区 (Yantai Economic and Technology Development Zone; YEDZ) の取り組みについて検討することにある。

2 企業の社会的責任（CSR）の概念

「企業の社会的責任（CSR）」という概念はすでに国際的に通用する企業活動の理念となっており、2010 年に発効した ISO26000（社会的責任に関する国際規約）でも明確にその達成すべき目標が規定されている。「社会的存在としての企業」は利益を追求するばかりでなく、環境などの社会的問題の解決に尽力し、ステークホルダー（企業を取り巻く投資家、取引先、消費者、従業員、地域住民、コミュニティ、NGO、NPO など

を含む利害関係者）に対する責任や法令遵守の責任を果たすことを求められている。

中国における CSR の概念は、企業活動が利潤を追求するばかりでなく、社会における役割を担い、ステークホルダーに対する責任を負うべき点とする点では、欧米や日本の認識と大きな差異はない。他方で、企業を取り巻く利害関係者のうち、どれを重視するかの点で、中国の CSR のあり方と欧米や日本の CSR のあり方には違いもある。中国の CSR は、さまざまなステークホルダーの中で、政府に対する企業の責任（納税額などの指標）に大きなウェイトを置いているところに特徴がある。

3 本論文の構成

本論文の構成は全 5 章からなる。

第 1 章では、研究の枠組みと研究方法が示され、先行研究のサーベイがなされている。研究の方法は文献資料の整理・分析と YEDZ での現地調査とに基づいている。

第 2 章では、改革開放後の中国で、市場取引の公正性を阻害したり、消費者や地域住民の信頼を損なったりするような企業行動がいかに頻発してきたか、具体的事例を挙げて立証している。

中国の市場経済は歴史が浅く、市場経済として未熟で、制度化されていないところがある。その上、企業間の競争は激しく、淘汰される企業も多く、企業の栄枯盛衰が甚だしい。とくに中小企業には違法行為を犯してでも目先の利益を優先する傾向が多く見られる。

例えば、北京の建設会社によって広東省汕頭湾の鹿嶼島の砂地に 7 軒の住宅が建てられた一件がある。本件は「海島保護法」にも違反しているし、省や区の関係部局の認可も得ていなかった。

中小炭鉱が多く、市場競争の激しい中国の炭鉱業界では、労働者の安全や衛生環境がないがしろにされがちである。毎年、数千人もの労働者が炭鉱爆発事故で死亡している。山西省では 2010～2012 年の間に 3 万 6 千人の珪肺病患者が出ている。

2008 年に起きたメラミン入り粉ミルク事件では、業界トップメーカーであった三鹿会社が破産に追い込まれた。食品安全問題では、中央政府は「食品安全法」などの法律を發布し、地方政府も規制と監督を強めているが、企業の違法行為と政府の取り締まりとのいたちごっこが繰り返されている。この悪循環を断ち切るには、企業自らが主体的に CSR に取り組む必要がある。また、CSR を実行することが長期的には企業の利益になるという認識を経済界全体に浸透させていかななくてはならない。

第 3 章は、中国の多くの地域に CSR が普及・発展していく過程を跡づけることを目的としている。

CSR の推進において中央政府と地方政府が果たした役割は大きい。中国の CSR は、

「政府が社会に対して負うべき社会的責任」の一環であると位置づけられている。また、中央・地方政府は積極的に CSR の導入を企業に働きかけている。中国の CSR は、「GSR」(Governmental Social Responsibility) に他ならないという学者もいる。

中央レベルでは、2007 年に全国銀行業協会、2009 年に国家質量技術監督局や証券監督管理委員会、2011 年には国有資産監督管理委員会、2012 年に信息産業部などがそれぞれの傘下企業に向けて CSR のガイドラインを提示している。

中央レベルで CSR 推進に貢献した機構として特筆すべきは、社会科学院である。社会科学院は 2008 年に CSR 研究部を設立して、中国で CSR を推進していくことの重要性を早くから喧伝していた。2011 年から毎年『CSR 藍皮書』(青書)を発刊して、CSR 企業ランキングを発表している。2013 年には、国有企業、外資系企業、私営企業のそれぞれについてトップ 100 企業ランキングを作成した。

地方レベルでは、各省や各都市が発布した CSR 関連の政策や実際の取り組み状況が時系列的に整理されている。深圳市、上海市、広東省、煙台市、威海市などで CSR 政策や実施細則が発布された。本論文では、上海浦東新区、煙台経済技術開発区、深圳市の 3 つの地域において実施されている CSR について、それぞれの持つ特徴を比較検討している。

第 4 章は、地方の CSR 取り組みの事例として、YEDZ における CSR 政策の策定および実施過程を詳細に検討し、その成果と問題点を探っている。中国における CSR の推進は政府主導で行なわれてきたところに大きな特徴があるが、YEDZ の実践はその点で地方の CSR 実施の先進的かつ典型的な事例として位置づけられる。

本論文の筆者は 2016 年 3 月、YEDZ 管理委員会の L 局長に取材している。それによると、2004 年に山東省工商局の W 局長が出した CSR 推進の指示に促されて、YEDZ は CSR の取り組みに着手したという。

本論文は、YEDZ が発布した CSR 関連の政府文書、評価のためのデータを提供する各部局、CSR の評価基準とウエイト、毎年発表される企業ランキング、CSR 先進企業への報奨金などについて詳細に整理し、YEDZ における CSR の具体的な実践過程を跡づけている。

これらの内容は、現地調査で入手した YEDZ 管理委員会の文書と CSR 担当部局の責任者への聞き取りに多くを依拠している。

第 5 章の結論部分では、中央と地方の各レベルでの CSR 政策の実施にまつわる成果と問題点を踏まえた上で、企業側の要求と政府や社会の側からの要請との折り合いをどうつけるか、その妥協と調整のメカニズムを確立することの重要性が指摘される。

Ⅱ．論文審査結果の要旨

1 審査の経過

平成 28 年 7 月 1 日に博士請求論文が提出され、直ちに商学研究科長の下で、審査委員として、主査に石原享一、副査に西川博史と伊藤昭男が選任された。平成 28 年 7 月 20 日に公開報告会が開催され、引き続き口頭試問がおこなわれた。審査員全員の出席のもとに本論文について申請者の説明を求めたのち、関連事項の質疑を行った。その結果、審査委員全員により合格と判定された。

2 評価

(1) 論文の主な成果

本論文の主な成果は、次の 3 点にある。

第 1 に、中国で CSR を推進することの意義とその必要性について、具体的事例を用いて論証している。

具体的には広東省汕頭湾の鹿嶼島における違法住宅の建築、中小炭鉱における爆発事故や劣悪な衛生環境の問題、食品安全をないがしろにしてきた大手の乳業企業各社の事例、の 3 つのケースを仔細に検討した。その上で、中国の市場経済の下で企業の違法行為と政府の取り締まり強化との悪循環を断ち切るには、企業自らが CSR 構築に取り組むことが重要だと指摘した。

第 2 の成果は、中国の CSR の普及と発展において中央政府と地方政府が果たした役割を明らかにした点にある。

中央政府は、政府が担うべき各種の社会的責任の一環として、CSR を位置づけている。CSR ではなく、「GSR」と呼ばれるほど政府の役割は大きい。国有資産管理委員会や全国銀行協会などの政府機関や業界団体も CSR に関する指針を発表して、その履行を促した。中央レベルの CSR 評価では、中国社会科学院の貢献が大である。は毎年、全国の主要企業を対象に CSR 達成状況を『藍皮書』（青書）にまとめ、優秀企業ランキングを発表している。

地方レベルでは、CSR が全国各地に普及していく過程を時系列的に跡づけた。

第 3 の成果は、YEDZ における CSR の実践について、現地調査に基づいて詳しく検討したことにある。

YEDZ における現地調査を通じて、CSR 実施の責任者に直接取材し、事実関係を確認した。また、YEDZ の CSR に関連する文献・資料も入手した。

(2) 評価

上記の本論文の成果でまとめたように、本研究は論理性・実証性ともに優れたもので

あり、十分な説得力を有している。博士論文として一定の水準に達していることを認める。

他方で、本論文の筆者自身も認めているように、中国における CSR 普及の歴史が浅いこともあり、政府による CSR の推進が企業業績にいかなる影響を及ぼしたのか、また個別企業の内部ではどのように CSR に取り組んできたのか、などの未解明の課題が残されている。今後ひきつづき、中国における CSR 活動の展開を跡づけ、研究をいっそう深化させていくことを期待する。

なお、本論文の一部はすでに下記のように発表されている。

Liu Ling, The Development of Corporate Social Responsibility (CSR) and the Role of Governments in China,

『北海商科大学論集』第 4・5 巻合併号、2016 年 2 月（査読付き）

3 学内の手続き

提出された論文の審査ならびに文書及び口頭による最終試験の結果は、本学学位規則第 7 条に基づき研究科委員会で審査委員会主査から報告され、研究科委員会構成員の閲覧に供するため博士論文の閲覧を経て、平成 28 年 8 月 8 日の研究科委員会において、同論文を合格と決定した（同規則第 8 条第 1 項）。

その後、同年 8 月 8 日、北海商科大学大学院委員会が開催され、同論文について商学研究科長より、委員会の審査経過ならびに論文要旨の報告がなされ、合格とすることが承認された（同規則第 10 条第 2 項）。これに基づき、同年 9 月 30 日、博士（商学）の学位が授与された。